様式第５号（第８条関係）

第　　　　号

　　年　　月　　日

元請負人・譲渡人　所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　様

譲　受　人　　　　所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　様

紀宝町長

**債権譲渡承諾書**

　年　月　日付で申請のありました地域建設業経営強化融資制度に係る　　　年　月　日付　　　　　　　　　工事の工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記の事項について異議を留めて、建設工事請負契約書の条項（以下「工事約款」という。）第５条第１項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事約款第41条の規定に基づく元請負人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

１　譲渡される元請負人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、工事約款第32条第２項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件請負工事契約により発生する紀宝町の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第47条第１項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の紀宝町の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡額は変更後の金額とする。

２　当該譲渡債権は、譲受人の元請負人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して元請負人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

３　元請負人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡又は質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

４　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行なうこととし、紀宝町は関与しないこと。

５　元請負人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて紀宝町に融資実行報告書を提出すること。

６　元請負人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、地域建設業経営強化融資制度における保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに紀宝町に公共工事金融保証証書の写しを提出すること。

７　本承諾後、元請負人及び譲受人は、工事約款に定める前払金及び中間前払金又は部分払金を請求することはできないものとする。